大阪府守口市立庭窪中学校 「いじめ」防止基本方針

1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2.「いじめ」防止のための組織

➤「いじめ」対策委員会

校長 教頭 首席 指導教諭 生徒指導主事 教務主任 各学年主任 子ども支援コーディネーター 支援教育コーディネーター 養護教諭 道徳教育代表 人権教育代表 (スクールカウンセラー)

3.「いじめ」の未然防止のために

- (1) 平素から「いじめ」についての共通理解を図るため、教職員または生徒に対して「いじめ」問題についての基本的な認識を持たせる。
- (2) 教職員が生徒たちに愛情を持ち、安心・安全な場所としてクラスの環境を整えることができるよう 学級経営や教育活動を行っていく。
- (3) 生徒自らが「いじめ」について学び、取り組むために、道徳の授業などで具体的な事例を示して考えさせることを行う。
- (4) わかりやすい授業づくりを進めることで生徒一人一人が集団のなかで活躍できる機会がより増え、 互いを認め合うことができるようにする。
- (5) 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を利用し、ストレスに適切に対処できる力を身につける授業を行う。
- (6) ネット上の「いじめ」を未然防止するために情報モラル教育を進める。そのために、携帯電話会社等が行う携帯安全教室を生徒向け、保護者向け、教職員向けに定期的に開催する。

4.「いじめ」を早期発見するために

- (1) アンケートを実施する。
- (2) 教育相談は二者(教師と生徒)懇談または三者(生徒、保護者、担任)懇談を行う。なおこの教育相談で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて個人情報保護法に沿って適切に管理する。
- (3) 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで生徒の様子を観察する。また、何か異変に気づいた時には即座に対応することを心掛ける。
- (4) 日頃から学年通信などで学校の様子、学年の様子、クラスの様子を保護者に伝える。また、生徒の様子について、よいところや気になるところなどを電話連絡や家庭訪問などで情報共有することで保護者との連携を密にはかり生徒を見守る。

5.「いじめ」への対応

- (1)「いじめ」の疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階から適切に関わること。
- (2)「いじめ」の疑いとなる行為を発見した、または生徒や保護者から『「いじめ」ではないか』との相談や訴えを聞いた教職員は真摯に傾聴し、速やかに他の教職員と情報共有すること。
- (3)「いじめ」を受けた生徒および「いじめ」を知らせてきた生徒の安全を速やかに確保すること。
- (4)「いじめ」の被害および加害の生徒の保護者には来校していただくか、家庭訪問によって直接会ってより丁寧に対応すること。
- (5)「いじめ」に限らず問題行動対応については本校の生徒指導部を中心にして指導に当たる